森林経営管理法案新旧対照条文

○ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有	2 (略)	三~十一(略)			(削る。)	(略)	、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし	後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載	め、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採	の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじ	十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)	第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四	第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林 ((伐採及び伐採後の造林の届出等)	改正案
3 第一項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有	2 (略)	四~十二 (略)	の契約の締結に関するものを除く。)に基づいて伐採をする場合	えて準用する場合を含む。)の裁定(第十条の十一の二第一項第一号	三 第十条の十一の四第一項(第十条の十一の六第二項において読み替	一・二 (略)	、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし	後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載	め、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採	の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじ	十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)	第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四	第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林 ((伐採及び伐採後の造林の届出等)	現

書を提出しなければならない。 者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出

(施業の勧告)

事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村

(削る。

(削る。)

(削る。)

削る。

書を提出しなければならない。
者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出

(施業の勧告等)

第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村第十条の十 市町村の長は、森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべ森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備

- 3 要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者は、農林水産省会で定めるところにより、前項の規定による通知(以下この条及び第十を書面により当該要間伐森林の所在地の属する市町村の長に申し出るこを書面により当該要間伐森林の所在地の属する市町村の長に申し出ることができる。
- ときは、要間伐森林通知をするものとする。 ついて速やかに検討を加え、要間伐森林通知をすることが必要と認める 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出に
- こととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するも 市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をする

(削る。

(削る。)

(削る。)

のとする。

6 いこととした場合には、 市町村の長は、 第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をしな 理由を付して、 その旨を当該申出をした者に速

やかに通知するものとする。

- 7 要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従つて間伐又は保育を実 施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。 る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、 市町村の長は、要間伐森林通知を受けた者がその要間伐森林通知に係
- 8 ができる。 転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告すること 所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移 受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木についての 要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を いて所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、 を受けた者がこれに従わないとき、 市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、 その者に対し、 当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木につ 又は従う見込みがないと認めるとき 又は当該 その勧告

(都道府県知事の調停)

(削る。

第十条の十一 きは、 の協議に係る所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設 いて、その勧告に係る協議が調わず、 同項の指定を受けた者は、 農林水産省令で定めるところにより 市町村の長が前条第八項の規定による勧告をした場合にお その勧告があつた日から起算して二月 又は協議をすることができないと 都道府県知事に対し、

(削る。)

ることができる。 定若しくは移転又は施業の委託につき必要な調停をなすべき旨を申請す

- 2 停を行うものとする。 都道府県知事は、 前項の規定による申請があつたときは、 速やかに調
- 3 とともに、 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、 当該市町村の長に対し、 助言、 資料の提供その他必要な協力 当事者の意見を聴く
- 当事者に示してその受諾を勧告するものとする。 都道府県知事は、 調停案を作成しなければならない。 前項の規定により調停案を作成したときは、 これを

を求めて

(裁定の申請)

第十条の十一の二 ずれかの契約の締結に関し裁定を申請することができる。 で定めるところにより、 あつた日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、農林水産省令 ては、地方公共団体その他の政令で定める者に限る。)は、当該勧告が 告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をし の土地の所有者である者に限る。以下この節において同じ。)が当該勧 合において、その勧告を受けた森林所有者(当該勧告に係る要間伐森林 ないときは、第十条の十第八項の指定を受けた者(第一号の契約にあつ 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場 当該要間伐森林の立木について、 次の各号のい

(削る。)

林契約」という。)

う間伐の実施及びそのために必要な施設の整備のため当該要間伐森林下「特定所有権」という。)の移転並びに当該要間伐森林について行二 当該要間伐森林の立木のうち間伐のため伐採するものの所有権(以

の土地を使用する権利(以下「特定使用権」という。)の設定に関す

る契約

2

を得なければならない。

(意見書の提出)

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条第 にときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に 第十条の十一の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があつ

- 2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条第2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条第
- はならない。
 | 3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をして

(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二第一項の規定によ第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二第一項の規定によいて、当該申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件の全てに該当すると認められ

- 引き続き間伐又は保育が実施されないときは次に掲げる要件のいず容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないこと。間伐又は保育が実施されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内
- 当該要間伐森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。当該要間伐森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域に
- 当該要間伐森林及びその周辺の地域における環境を著しく悪化さおける水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 一 分収育林契約に係る森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林いては、次に掲げる事項を定めなければならない。 第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する前項の裁定におせるおそれがあること。

齢別の本数

分収育林契約の存続期間

- 用する権利をいう。以下同じ。 の土地を育林(立木の保育及び管理をいう。以下同じ。)の目的に使 育林地所有者が育林者に設定する利用権)の種類並びにその始期及び存続期間 (分収育林契約に係る森林
- 利用権の地代又は借賃
- 五. に育林者が取得する立木の持分の対価の額及びその支払方法 分収育林契約に係る立木についての各契約当事者の持分の割合並び
- 六 育林の内容、時期及び方法
- 七 各契約当事者が負担する費用の範囲
- 育林による収益の分収の割合
- 分収育林契約に係る立木の伐採又は販売の時期及び方法
- 十九八 る事項 分収育林契約に係る立木の滅失その他の損害を塡補する措置に関す
- 分収育林契約の変更又は解除に関する事項
- 3 ものとして定めなければならない。 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合する
- ては、 前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる事項につい 申請の範囲を超えないこと。
- することとなる費用の合計の見積りの額の割合と等しくなること。 合については、 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割 同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担
- 分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる費用を負担するものであること 前項第七号に掲げる事項については、 次のイ又はロに掲げる者の区

0

イ び育林に要する費用のうち利用権の地代又は借賃の総額に相当する 育林地所有者 分収育林契約に係る森林の土地に係る公租公課及

部分(ロにおいて「地代相当分」という。)

用 十号に掲げる事項に要する費用及び立木の伐採又は販売に要する費 育林者 育林に要する費用のうち地代相当分以外の部分、前項第

おいては、次に掲げる事項を定めなければならない。 第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する第一項の裁定に

4

当該要間伐森林の所在及び面積

特定所有権に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

四三 特定所有権の取得の対価の額並びにその支払の時期及び方法

特定所有権に係る立木の伐採の時期及び方法

五. 特定使用権の内容

5 ものとして定めなければならない。 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合する

申請の範囲を超えないこと。 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、

な費用の額を控除して得た額とすること。

による標準的な収入の額から当該立木の伐採及び販売に要する標準的

前項第三号に規定する額については、

特定所有権に係る立木の販売

(裁定の効果)

第十条の十一の五 都道府県知事は、 前条第一項の裁定をしたときは、

つてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によをした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請

- 間に分収育林契約が締結されたものとみなす。 ころにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めると 第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する前条第一項の裁
- 4 第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する契約が締結され ではついて第一項の規定による公告があつたときは、その裁定の定める 定について第一項の規定による公告があつたときは、その裁定の定める ではついて第一項の規定による公告があつたときは、その裁定の定める
- 木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたもの項の裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、その裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、その裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、その裁定の申

とみなす。

3 2 間伐森林に関する諸事情」と、 号中「前条第一項の意見書の内容その他の諸事情」とあるのは 第一項の裁定をしたときは、 する額」とあるのは「規定する補償金の額」と読み替えるものとする。 のは「対価の額に相当する補償金の額」と、 ついて準用する。この場合において、同条第一項中「契約を締結すべき とあるのは 第十条の十一の四第一項、 都道府県知事は、 その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公 「特定所有権及び特定使用権を取得すべき」と、 前項において読み替えて準用する第十条の十一の四 第四項及び第五項の規定は、 農林水産省令で定めるところにより、 同条第四項第三号中 同条第五項第二号中「規定 「対価の額」とある 前項の裁定に 同項第 「当該要

4 第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定に

つてその裁定の内容が変更されたときも、

同様とする。

告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によ

(削る。)

により、 ついて前項の規定による公告があつたときは、 その裁定の申請をした者は、 当該要間伐森林についての特定所 その裁定の定めるところ

有権及び特定使用権を取得する。

5 に供託しなければならない。 の支払の時期までに、その補償金を当該要間伐森林の森林所有者のため 第一項の裁定の申請をした者は、 その裁定において定められた補償金

6 にするものとする。 前項の規定による補償金の供託は、 当該要間伐森林の所在地の供託所

(利用権の地代の額等の増減の訴え等)

第十条の十一の七 がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし えて準用する場合を含む。 第十条の十一の四第一項)の裁定のうち次に掲げる事項について不服 (前条第1 一項において読み替

、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。 利用権の地代又は借賃の額

第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の割合及び同項第八

号に掲げる分収の割合

三 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の対価の額

兀 第十条の十一の四第四項第三号に規定する取得の対価の額

前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第四項第

五.

の裁定の申請をした者又はその申請に係る要間伐森林の土地の所有者を 前項の訴えにおいては、第十条の十一の二第一 三号に規定する補償金の額

項若しくは前条第一項

2

被告とする。

制る。

3 第十条の十一の四第一項(前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定についての審査請求においては、第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(分収育林契約等の解除)

第十条の十一の八 第十条の十一の五第二項の規定により締結されたもの とみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る とみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る することができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額 することができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額 することができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額 することができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額 から計額にそれぞれその支出の日以後の利息を付してこれを育林者に支払わなければならない。

持分の対価の額
当該分収育林契約に基づき育林者が育林地所有者に支払つた立木の

二 当該分収育林契約に基づき育林者が負担した費用の額

2 第十条の十一の四第四項第四号に規定する立木の伐採の時期を経過料に係る森林所有者は、当該契約により特定所有権及び特定使用権を取約に係る森林所有者は、当該契約により特定所有権及び特定使用権を取

第十条の十一・第十条の十一の二 略 ができる。 (略)

したときは、

都道府県知事の承認を受けて、

当該契約の解除をすること

第十条の十一の九・第十条の十一の十

の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を に供しなければならない。 公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧 市町村の長は、 第十条の十一第 一項又は第二項の認可

第十条の十一の三

(施業実施協定の縦覧等)

(略)

2

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 なければならない。 の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可し 市町村の長は、 第十条の十一第 一項又は第二項の認可

<u>\</u> (略)

2 (略)

第十条の十一の五 (略)

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の六 る場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は、そ 第十条の十一の四第二項 (前条第二項において準用す

(施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の十一 の旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人 の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、そ の縦覧に供しなければならない。 市町村の長は、 第十条の十一 の九第一 項又は第二項

2 略)

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の十二 市町村の長は、 認可しなければならない。 の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、 第十条の十一の九第一項又は第二項 当該施業実施協定を

<u>\{\leq</u> (略)

2 (略)

第十条の十一の十三 (略)

(施業実施協定の効力)

第十条の十 用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は 一の十四 第十条の十一の十二第二項 (前条第二項において準

あるものとする。 有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力がの公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所

(施業実施協定の廃止)

2 (略)

、施業実施協定の認可の取消し)

消すものとする。

さいものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しは第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施第十条の十一の八 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又

2 (略)

(森林整備協定の締結に関する協議)

第十条の十三 (略)

共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」とい2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公

力があるものとする。 林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効林の名等のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森

、施業実施協定の廃止)

2 (略)

施業実施協定の認可の取消し

窓可を取り消すものとする。 (第十条の十一の十六) 市町村の長は、第十条の十一の九第一項若しくは第十条の十一の十二第一項を見に掲げる要に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十二第一項各号に掲げる要 に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十二第一項をした後において、当該認可 に乗る (1) では (1)

2 (略)

森林整備協定の締結に関する協議

第十条の十三 (略)

共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」といって前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公

が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。第二項に規定する分収育林契約を締結する等により、関係地方公共団体の発生を促進する事業に係る基金に対して拠出し、又は同法第二条条林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出し、又は同法第二条の、が共同して森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十の規定は、適用しな

公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。基金に対して拠出し、又は分収育林契約を締結する等により、関係地方る森林整備法人をいう。)を設立し、森林の整備を促進する事業に係るう。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法第十条第二号に掲げ

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十第一項及び第二項の

規定は、適用しない。